

研究活動における不正行為は絶対にやめましょう。

研究活動における不正行為が行われれば、不正を行った者だけでなく、その管理者や組織に対する信頼の失墜にもつながります。

不正行為が認定されると、

- ・不正行為を行った者とその内容の公表と研究費の打ち切り、
 - ・競争的研究費への申請が制限（他府省への申請も制限される場合があります。）
- されます。

不正行為の事例	不正行為に対する措置
複数の論文において、実際に存在しない画像及び実際の実験結果を反映しないグラフを使用した。（ねつ造、改ざん）	不正行為を行った研究者に10年間、不正行為を行った研究者を指導する立場の研究者に2年間の競争的研究費への申請資格の制限
先行論文の内容を引用であることが示されないまま記載した。（盗用）	不正行為を行った研究者に対し、3年間の競争的研究費への申請資格の制限

こんなことが不正行為に当たります。

不正行為は**科学そのものに対する背信行為**です。

ねつ造

存在しないデータ、研究結果等を作成すること

改ざん

データ等を真正でないものに加工すること

盗用

他の研究者のアイデア等を了解または適切な表示なく流用すること

不正行為として認識されています。 適切に取り扱う必要があります。

二重投稿

他の学術誌等に既発表又は投稿中の論文と本質的に同じ論文を投稿すること

不適切なオーサーシップ

論文著作者が適正に公表されないこと

生研支援センターでは、研究活動における不正行為を防止するため、以下の取り組みを進めています。

- ・委託先での研究倫理教材によるeラーニングの義務付け
- ・委託先における研究不正防止ための取り組み状況の確認
- ・研究公正シンポジウムの開催、ポスターの配布等による不正防止対策の周知

研究活動における不正行為の他にも

研究の国際化・オープン化による国内外からの資金提供に伴う、**利益相反**、**責務相反**への対応、**安全保障貿易管理**等の法令順守が求められます。

（具体的対応）

- ・産学官連携活動により個人の利益、責任が相反する状態になることへの措置
- ・先端技術等が流出し、悪用される危険性への研究機関による組織的な対応 等

特に外国との関係では、**人事・リスク管理のマネジメントの強化**が必要です。